

新 シリーズ連載
【第四回】

身近に知っ得!
相続相談

遺言書を書くときに、私が気を付けるのが「お墓」「お仏壇」などの祭りごとに關する相続です。税金上は非課税であること、本当は大事なのに見落とす、等がないがしるにされることが多くあります。

遺言書のなかで「祭祀の継承」という項目を必ず記載して下さい。歴史ある家であればお庭のお稲荷等も相続財産となります。お墓を守るとなれば日ごろ出費が伴うのです。どんな費用がかかるかを知る必要があります。

公園墓地 or お寺
いくらかかるの？

とよく質問されますが、明瞭さを実現しているのが公園墓地で

す。購入金額、年間管理料など各費用が決められているのが良いところです。

一方、お寺は盆・暮れの「付け届け」や夏の塔婆料、場所によっては管理料などの出費があります。ちなみに、私がお世話になっているお寺では付け届けは各1万円、塔婆料は3万円程度かかります。

お墓を守る人はお墓の費用も、負の財産として相続が必要です。ですから遺産分割の際は、前記のような将来の出費も上乗せして、

お墓や仏壇は相続財産？

分割するのが賢明でしょう。遺言書の作成や分割手続き等で分からない点は、私どものような専門家にお気軽にご相談下さい。



【取材協力】

行政書士 MBA・FP 中舘 達司

三井住友信託銀行にて遺言・相続・法人コンサルティングを担当し、MBA取得後独立。現在、アーネスト法務経営事務所代表を務めている

☎048-711-3046
✉info@earnest-gl.com

📍南区南浦和3-16-18-201
🌐www.earnest-gl.com